

豊橋市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、豊橋市が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定めることにより、本市の事務事業における環境負荷の低減を図り、もって、地球温暖化防止対策に資することを目的とする。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価し、その上で実施する電力の調達契約をいう。

(対象機関)

第3条 本方針の対象は、豊橋市役所温室効果ガス排出抑制実行計画(豊橋市エコアクションプラン)の対象となる豊橋市役所のすべての職場(学校を含む。)とする。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 環境評価基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 環境評価加点項目

- ア 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なダイヤモンド・レスポンスの取組
- イ 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

(入札参加資格)

第5条 入札参加資格は、次のとおりとする。

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、前条(1)に定める環境評価基本項目について、別表第1の豊橋市環境に配慮した電力調達契約評価基準(以下「評価基準」という。)により算定した評価点の合計点数が、70点以上であること。

環境評価基本項目の評価点が70点に満たない場合、前条(2)に定める環境評価加点項目を加えた合計点数が、70点以上であること。

※ 開示は、「電力の小売営業に関する指針」(平成28年、令和6年4

月 1 日最終改定経済産業省) に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していない者は、参入日から 1 年間に限って開示予定時期(参入日から 1 年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(評価)

- 第 6 条 本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、環境評価基本項目について、評価基準により算定し、その評価点等を「豊橋市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書(様式第 1。以下「評価項目報告書」という。)」に記載し、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、小売電気事業者から提出された評価項目報告書の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。
 - 3 市長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するものとする。

(入札参加資格の確認)

- 第 7 条 市長は、各小売電気事業者の評価点を確認し、入札参加資格の有無を確認するものとする。

(その他)

- 第 8 条 本方針により定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成 23 年 7 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 23 年度に本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、施行後 14 日以内に評価項目報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成 24 年 6 月 25 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 24 年度に本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、施行後 14 日以内に評価項目報告書を提出しなければならない。

(新規事業者)

- 3 施行後新たに業者登録をした電気事業者は、速やかに評価項目報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成 25 年 6 月 14 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 25 年度に本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、施行後 14 日以内に評価項目報告書を提出しなければならない。
(新規事業者)
- 3 施行後新たに業者登録をした電気事業者は、速やかに評価項目報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 26 年度に本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、施行後 14 日以内に評価項目報告書を提出しなければならない。
(新規事業者)
- 3 施行後新たに業者登録をした電気事業者は、速やかに評価項目報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 27 年度に本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、施行後 14 日以内に評価項目報告書を提出しなければならない。
(新規事業者)
- 3 施行後新たに業者登録をした電気事業者は、速やかに評価項目報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成 28 年 6 月 15 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 28 年度に本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、施行後 14 日以内に評価項目報告書を提出しなければならない。
(新規事業者)
- 3 施行後新たに業者登録をした電気事業者は、速やかに評価項目報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成 29 年 6 月 19 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 29 年度に本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、施行後 14 日以内に評価項目報告書を提出しなければならない。

(新規事業者)

- 3 施行後新たに業者登録をした電気事業者は、速やかに評価項目報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成 30 年 6 月 22 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 30 年度に本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、施行後 14 日以内に評価項目報告書を提出しなければならない。

(新規事業者)

- 3 施行後新たに業者登録をした電気事業者は、速やかに評価項目報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、令和元年 6 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年度に本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、施行後 14 日以内に評価項目報告書を提出しなければならない。

(新規事業者)

- 3 施行後新たに業者登録をした電気事業者は、速やかに評価項目報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、令和 2 年 6 月 30 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 2 年度に本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、施行後 14 日以内に評価項目報告書を提出しなければならない。

(新規事業者)

- 3 施行後新たに業者登録をした電気事業者は、速やかに評価項目報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 3 年度に本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、施行後 14 日以内に評価項目報告書を提出しなければならない。

い。

(新規事業者)

- 3 施行後新たに業者登録をした電気事業者は、速やかに評価項目報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、令和4年7月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年度に本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、施行後14日以内に評価項目報告書を提出しなければならない。

(新規事業者)

- 3 施行後新たに業者登録をした電気事業者は、速やかに評価項目報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、令和5年7月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年度に本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、施行後14日以内に評価項目報告書を提出しなければならない。

(新規事業者)

- 3 施行後新たに業者登録をした電気事業者は、速やかに評価項目報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、令和6年7月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年度に本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、施行後14日以内に評価項目報告書を提出しなければならない。

(新規事業者)

- 3 施行後新たに業者登録をした電気事業者は、速やかに評価項目報告書を提出しなければならない。

別表第1（第5条関係）

豊橋市環境に配慮した電力調達契約評価基準

環境評価基本項目	区 分	配点
①令和4年度の1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） 〔単位：kg-CO2/kWh〕	0.350未満	70
	0.350以上 0.375未満	65
	0.375以上 0.400未満	60
	0.400以上 0.425未満	55
	0.425以上 0.450未満	50
	0.450以上 0.475未満	45
	0.475以上 0.500未満	40
	0.500以上 0.525未満	35
	0.525以上 0.550未満	30
	0.550以上 0.575未満	25
	0.575以上 0.600未満	20
	0.600以上	0
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	2.70%以上	10
	0%超 2.70%未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
環境評価加点項目	区分	配点
④需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・レスポンスの取組 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

備考

- 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したものの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）をいう。また、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いる

ことができるものとする。

2 未利用エネルギーの活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

ア 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

イ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

（算定方式）

令和4年度の未利用エネルギー活用状況（％） = $\frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）} \times 100}{\text{令和4年度の供給電力量（需要端）（kWh）}}$

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

① 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③ 高炉ガス又は副生ガス

注1：令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注2：令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

3 令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう（単位はすべて kWh）。

（算定方式）

令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況（％） = $\frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} \text{ (kWh)}}{\text{⑥} \text{ (kWh)}} \times 100$

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送

電端)

- ② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量
- ⑥ 令和4年度の供給電力量（需要端）

注1：再生可能エネルギーとは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

注2：令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）は、令和4年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

注3：令和4年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

4 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組については、需要家の省エネルギー促進、電力逼迫時における使用量抑制等の観点から評価する。

また、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組は、地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大の観点から評価する。

具体的な評価内容は、次のとおり

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること